志摩市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、特殊詐欺等被害防止機器(以下「補助対象機器」という。)の購入及びその設置に要した経費に対し、予算の範囲内において志摩市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　市内に住所を有する満65歳以上の者(当該年度に65歳になる者を含む。)又はその者と同一の世帯に属する者

(2)　市税を滞納していない者

　(補助対象機器)

第3条　この要綱において、補助対象機器とは、次に掲げる機器をいう。

(1)　自動応答録音装置等を有する特殊詐欺被害防止対策の機能付電話

　機

(2)　固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器

 (補助対象経費)

第4条　補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器の購入費及びその設置に直接要する費用(付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は除く。次項において「購入費等」という。)とする。

2　前項の規定にかかわらず、1世帯につき2台目以降の補助対象機器の購入費等については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条　補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)とし、8,000円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第6条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象機器の購入及び設置完了後、志摩市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、補助対象機器を購入した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定等)

第7条　市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その額を確定し、志摩市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3　市長は、第1項の規定により不交付と決定したときは、志摩市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

4　市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の取消し)

第8条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽又はその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査への協力)

第10条　補助金の交付を受けた者は、市長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第11条　申請者は、この補助事業に係る関係書類等を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。